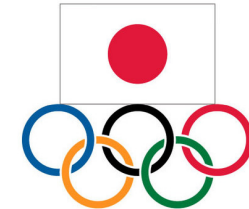


スポーツ仲裁について

小川 和茂（おがわ かずしげ）
公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
理解増進事業専門職員

Introduction – 【日本スポーツ仲裁機構について】

- 2003年
 - 日本オリンピック委員会、
 - 日本体育協会、
 - 日本障害者スポーツ協会



により設立

- 2009年より一般財団法人化
- 2013年より公益財団法人化

Introduction – 【日本スポーツ仲裁機構について】

- スポーツ紛争を、仲裁・調停という紛争解決手続を利用して解決するための場を安価に提供
- スポーツ法、アンチ・ドーピング法に関する研究、教育啓発活動も行う



Introduction — 【JSAAの取扱事案数】 2013.10.31まで

年度	AP:スポーツ仲裁規則				DP:ドーピング紛争に関するスポーツ仲裁規則			SP:特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則			MP:特定調停合意に基づくスポーツ調停(和解あつせん)規則				他の解決手段を利用した事案※	その他の相談事案	取扱事案総数		
	仲裁申立受理事案数			仲裁不応諾事案数	仲裁申立受理事案数			仲裁申立受理事案数			仲裁不応諾事案数	調停申立受理事案数						調停不応諾事案数	
	仲裁判断数	仲裁申立取下事案数			仲裁判断数	仲裁申立取下事案数		仲裁判断数	仲裁申立取下事案数			和解成立事案数	調停不調事案数	調停取下事案数					
2003	3	3	0	2												2	5	12	
2004	2	2	0	1				0	0	0	0					1	8	12	
2005	2	1	1	0				0	0	0	0					4	9	15	
2006	1	1	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	2	8	11	
2007	0	0	0	2				0	0	0	0	1	0	1	0	1	3	6	13
2008	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	1	18	25
2009	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	1	1	19	25
2010	5	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	23
2011	3	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	23
2012	4	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	37	44
2013	22	5	16	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	17	43
合計	45	23	20	10	4	4	0	0	0	0	1	5	3	1	1	4	16	162	246

(※) 当機構に相談があったが、その後仲裁や調停手続きによらず、当事者の合意や話し合い等によって解決した事案

1. ドーピング防止規則違反と制裁

ドーピング防止規則違反が認定されると、、、

個人の成績の自動的失効



個人に対する制裁措置として
1回目の違反・・・資格停止期間 2～4年間
2回目の違反・・・資格停止期間8年～一生涯

という極めて重たい処分が課される

1. ドーピング防止規則違反と制裁

規律パネル及びその上訴審でどのようなことを競技者は主張できるのか？

- ドーピング検査手続の不備
- 10.4条
特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮
- 10.5条
例外的事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮
 - 過誤又は過失がないこと JADC10.5.1条
 - 重大な過誤又は過失がないこと JADC10.5.2条

資格停止期間の短縮はとても限られた条件の下でのみしか認められることはないのが現状

2. 規律パネルの処分に対する上訴

規律パネルの決定に対する上訴は14日以内



- 国際大会関連及び国際水準競技者(JADC13.2.1)
→CAS（スポーツ仲裁裁判所）
- それ以外の国内水準競技者(JADC13.2.2)
→日本スポーツ仲裁機構（JSAA）



【最近の規律パネル事例】

別紙参照

2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

● 事案の概要

- 当事者： 申立人 JADA
 被申立人 競技者(Y)



- 事実関係の概要：

- ・ **2012(平成24)年12月9日**に開催されたホノルルマラソンでYに対して行われた競技会内ドーピング検査の結果、**エリスロポエチン(EPO)が検出**された
- ・ 規律パネルによる聴聞会の結果、日本ドーピング防止規程10.5.2項を適用し、2年間の資格停止期間を縮減し**1年間の資格停止期間**とした

JADAが不服申立て

2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

- 争点に関連する規定とその適用要件

- 日本ドーピング防止規程10.5.2項

- 「重大な過誤又は過失がない場合」

- ① 禁止物質の**体内侵入経路の証明**がなされた場合に

- ② 競技者の**過誤又は過失の程度**が考慮され

競技者の資格停止期間が

最大で半分にまで縮減される可能性

がある

2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

● 規律パネルの決定

- 体内侵入経路
平成24年11月12日に**医師が投与**したことを認定



● 競技者の過誤又は過失の程度

- ・深刻な貧血症状の治療目的で医師が投与したが、禁止物質投与につき医師から事前に知らされていなかったため、検体の分析結果が通知されるまで競技者も禁止物質の摂取を知らなかった
- ・競技者がドーピング検査の対象となるレベルの選手であることを医師に積極的に伝えなかった
- ・競技者が自ら行うべき禁止物質の含有の有無の確認を怠り、十分な注意が払われていなかった

重大な過誤又は過失があったとまではいえない

2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

- 仲裁での争点とそれに対する仲裁パネルの判断

- ① 体内侵入経路

平成24年11月12日に**医師が投与**
したことを認定



- ② 「重大な過誤または過失がない」こと

重大な過誤又は過失が**ないとはいえない**

資格停止期間2年間

2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

• 仲裁での争点①(詳細)



- 半減期から見て、投与の27日後の平成24年12月9日に同物質が検出されることには重大な疑義

- しかし・・・半減期には**個体差**が存在しうる
- **微量での検出可能性**を否定できない
- 投与から競技会の間、**本件投与を行った医師以外の診察なし**



平成24・11・12に**医師が投与**したことを認定

2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

• 仲裁での争点②(詳細)

- 競技者の競技歴やドーピング防止教育などに関する環境からは禁止物質を体内に摂取しないことに関する注意をすることは容易だったにもかかわらずそれを怠ったこと

- 競技歴:

2000年～2006年 実業団陸上競技チームに在籍
2006年から6年間マラソン
(国際的競技会出場経験有)

- ドーピング防止に関する環境:

有名選手によるEPOに起因するドーピングの報道
4回のドーピング検査歴



2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

• 仲裁での争点②(詳細)

- 医師に自身がドーピング検査の対象となる競技者であることを伝えることは容易であり、医師による薬物投与の際に禁止物質の含有の有無を確認をする機会があったにもかかわらずそれを怠っていたこと

- 受診頻度:

本投与直前2か月の間に20回訪れ、診察を7回



- 受けた治療・処方薬の連続性

本投与は、肩に皮下注射の形で行われ、従来の処方と異なっており、その旨の説明もあった。

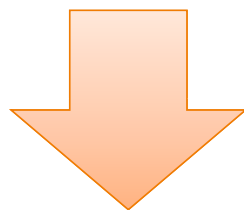
2. JSAAの仲裁判断事例から

－ JSAA-DP-2013-001事案 －

• 仲裁での争点②(詳細)

- 処方された薬に含まれるドーピング禁止物質について、個人的選択の範囲に属する医師の考え得る失敗は、競技者の個人責任を取り除くものではない

重大な過誤又は過失が
ないとはいえない



資格停止期間2年間

ご静聴ありがとうございました。

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
理解増進事業専門職員 小川 和茂（おがわ かずしげ）

TEL : 03-5465-1415

FAX : 03-3466-0741

Website: www.jsaa.jp

E-Mail: ogawa@jsaa.jp

平成24年度12月開催の加盟団体連絡会議以降のドーピング防止規律パネル決定報告等一覧(2013年12月6日時点)

番号	決定期日	競技種目	検出物質もしくは違反内容	OCT/ICT	10.4 特別な事情の下での特定物質の利用に関する資格停止期間の取消し又は短縮			10.5 例外的な事情を理由とする、資格停止期間の取消し又は短縮				10.6 加重事情の有無	制裁期間の理由	競技成績の失効	資格停止期間	備考		
					体内侵入経路	競技能力向上目的	過誤又は過失の程度	10.5.1	10.5.2	体内侵入経路	過誤又は過失の程度							
2012-006	2012年12月19日	体操競技	メチルエフェドリン	ICT	適用あり		なし		N/A	N/A								
2012-007	2012年12月27日	ウエイトリフティング	19-ノルアドロステロン、19-ノルエチオコラノロン	ICT	N/A				適用なし	適用なし 体内侵入経路の証明なし	x							治療のために整形外科で用いられた注射薬・内服薬、留学先で勧められたサプリメントにより、禁止物質が体内に侵入した可能性があると競技者は述べたが、経路に関しては証明できなかった。2回目の違反と言うことで、1回目の違反が資格停止期間の縮減のされたものであったため、4-6年の資格停止期間となるが、本件においては制裁を加重する事情が存在しないことから、資格停止期間を60ヶ月とした。
2012-008	2013年5月14日	陸上競技	エリスロポエチン	ICT	N/A				適用なし	適用あり								規律パネル1年一JSAAへの上訴が行われ2年間の資格停止
JSAA-DP-2013-001	2013年8月20日	陸上競技	エリスロポエチン	ICT	N/A				適用なし	適用なし 重大な過誤又は過失あり								2012-008事件の上訴審
2012-009	2013年5月13日	テコンドー競技	日本ドーピング防止規程2.3項の違反	ICT	N/A				適用なし	適用なし								稀便の時間が迫っているからといって、検査を受けなかったことに、重大な過誤又は過失がなかったとはいえない。
																		稀便の時間が迫っているという事は、JADOC3項(いつやむを得ない理由)には到底あたらない。

2013-001	2013年9月1日	ポテビル	クレンプテロール、 メチルヘキサミン	ICT	N/A				適用なし	適用なし； 重大な過誤 又は過失 あり	×	自己がドーピング検査対象となる可能性を認識しながら、外国産のサプリメントを濫然と摂取してしまった場合には、競技者に重大な過誤及び過失があるといわざるを得ない。	競技者は、日頃から自己がドーピング検査対象となる可能性を自覚し、摂取する食物に気を付けるなど、禁止物質を意図的に摂取しようとしていた形跡は見られない。外国産のサプリメントを濫然と摂取していた重大な過誤及び過失は認められるものの、加重事情があるとははいえない。		あり	24		
2013-002	2013年9月19日	ポテビル	クレンプテロール	ICT	N/A				適用なし； 重大な過誤 又は過失 あり	○個人輸入サイトを利用して入手した海外薬に禁止物質が含まれていた。検出された物質が当該医薬品に含有されていることは認識していたが、禁止物質であるとの認識はなかった。		禁止物質を含有する医薬品を意図的に服用して入手した海外薬に個人輸入したこと、医薬品の有効成分を認識したにもかかわらず同物質が禁止物質であるか否かを確認しなかった点に、重大な過誤が認められる	N/A		あり	24		
2013-003	2013年10月8日	フィギュア スケート	フロセמיד	OCT	適用あり	○韓国で購入したむくみを解消するためのサプリメントにフロセמידが含まれていたことが合理的に推認	なし：あくまでもむくみを解消する目的で服用していた。競技者の競技種目であるアイスダンス競技において、競技を行う者が瘦身効果を目指すことが一般的に競技能力の向上を目的とするものであると言えるか否かについてはなお議論の余地はあるものの、競技者が主張する服用の目的及び服用頻度、並びに服用が競技大会のスケジュールとは無関係になされて居たことからすれば、本件禁止物質の服用は競技力の向上又は競技力を向上させる物質の賜薬のために用いたものではないと認められる。	競技者は、薬の処方を受ける際には、ドーピング規則違反の可能性を常に念頭においており、日頃からある程度の注意を払っていたが、サプリメントを含め、それ以外の経路により購入する食品・物質については、ドーピング規則の適用対象であるという認識が薄かったと主張している。競技者は強化指定選手ではありながらも、系統だったドーピング防止教育・研修をこれまでに受けたことがなく、そのことが本件のドーピング防止規則違反の一因となったことは否めないが、サプリメントの摂取によるドーピング防止規則違反の可能性については、わが国で行われているドーピング防止活動においても再三にわたって指輪・警告がなされているところでもあり、競技者はこれらの情報に接する可能性があったにもかかわらず、フロセמידをサプリメントと誤認して安易に服用していた点に過誤が認められる。	N/A			N/A		なし	3			
2013-004	2013年10月23日	ポテビル	* 2α-methyl-5α-androstan-3α-ol-17-one (ドロスタノロンの原中代謝物)	ICT	N/A				N/A	N/A				N/A		あり	24	競技者が聴聞会を受ける権利を放棄
2013-005	2013年11月8日	ポテビル	クレンプテロール	OCT	N/A				N/A	N/A				N/A		あり	24	競技者からは資格停止期間の縮減に関する主張なし